



福県医発第1632号(地)

平成14年12月 6日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



助産師の業務について（通知）

標記の件につきまして、厚生労働省医政局より福岡県保健福祉部を通じ別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件に関しご了解いただき、貴会会員への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

八

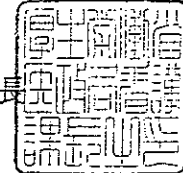


医政看発第 1114001 号

平成 14 年 11 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師の業務について

標記について、別添 1 の鹿児島県保健福祉部長からの照会に対し、別添 2 のとおり回答したので御了知の上、貴管下の病院、診療所等への周知徹底及び指導方よろしくお願いいたします。

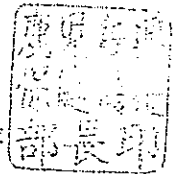


別添1

医 第 5 7 0 号
平成14年11月5日
(医 務 課 扱 い)

厚生労働省医政局看護課長 殿

鹿児島県保健福祉部長



助産師の業務について（照会）

下記の行為については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条で規定する助産であり、助産師又は医師以外の者が行ってはならないと解するが、貴職の意見をお伺いしたい。

記

- 1 産婦に対して、内診を行うことにより、子宮口の開大、児頭の回旋等を確認すること並びに分娩進行の状況把握及び正常範囲からの逸脱の有無を判断すること。
- 2 産婦に対して、会陰保護等の胎児の娩出の介助を行うこと。
- 3 胎児の娩出後に、胎盤等の胎児付属物の娩出を介助すること。

別添2

八

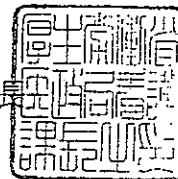


医政看発第 1114001 号

平成 14 年 1 月 14 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師の業務について（回答）

平成 14 年 1 月 5 日付け医第 570 号により照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりと解する。